

トップリート投資法人の投資口を保有されていた投資主の皆様へ

No.	質問	回答
スケジュールについて		
1	野村不動産マスターファンド投資法人（NMF）とトップリート投資法人（TOP）の合併に関するスケジュールを教えてください。	以下の通りです。 2016年 5月26日：合併契約締結、合併比率の決定 7月28日：TOP投資主総会にて合併契約承認 8月26日：NMFの投資口割当、合併交付金等に係る権利付き最終取引日 （※No. 2 及び No. 7 をご参照ください。） 8月29日：TOP 上場廃止 8月31日：TOP 最終営業期間（2016年5月1日～8月31日）期末 9月1日：本合併の効力発生日 9月23日：割当通知発送（予定） 11月中旬：合併交付金及び端数投資口処分代金のご通知の発送並びに支払開始（予定） （※No. 5 をご参照ください。）

NMF の投資口の割当てについて		
2	「投資口の割当て」とはどういう意味ですか？ また、割当ての対象者及び割当口数について教えてください。	<p>本合併によって、TOP の投資口に代えて、合併比率に応じた口数の NMF の投資口が交付されることをいいます。</p> <p>本合併の効力発生日である 2016 年 9 月 1 日をもって、2016 年 8 月 31 日の TOP の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主（※）の皆様に対し、かかる投資口の割当てが行われております。割り当てられた投資口数は、TOP の投資口 1 口に対し NMF の投資口 2.62 口です。</p> <p>投資口の割当ての詳細につきましては、2016 年 9 月 23 日より当該割当てに係る通知を順次発送する予定ですのでご確認ください。</p> <p>※株式会社東京証券取引所での権利付き最終取引日は、2016 年 8 月 26 日です。</p>
3	NMF の投資口の割当てを受けるに際しては、何か手続きが必要なのですか？	<p>NMF の投資口の割当てに際して、投資主の皆様の特段のお手続きが必要となることはございません（No.2 に記載のとおり、本合併の効力発生日である 2016 年 9 月 1 日をもって、投資口の割当てが行われております。）。</p>
4	割り当てられた NMF の投資口はいつから市場で売買できるのですか？	<p>本合併の効力発生日である 2016 年 9 月 1 日より、市場で売買をしていただくことができます。</p>

トップリート投資法人の投資口を保有されていた投資主の皆様へ

5	<p>「端数投資口」とは何ですか？ また、どのように受け取るのですか？</p>	<p>NMF の投資口を割り当てた結果生じた、1 口未満の端数の投資口をいいます。NISA 口座、特定口座で TOP の投資口をお持ちの投資主様で、端数投資口が発生した投資主様におかれましては、端数投資口は、本合併の効力発生日以降、自動的に一般口座に移管されております（詳細はお取引のある証券会社までお問い合わせください。）。</p> <p>なお、端数投資口については、法律の規定に基づき、全投資主の皆様が生じた端数を合計し、その合计数に相当する口数の投資口を市場で売却いたします。これにより得られた代金は、その端数に応じて、2016 年 11 月中旬を目途に各投資主様に交付いたします。</p>
6	<p>端数投資口はどのような方法で処分されるのでしょうか。また、端数投資口の処分代金はいつ分かるのでしょうか？</p>	<p>No. 5 に記載の通り、法律の規定に基づき、市場で売却いたします。具体的には、相場に影響を与えない範囲で、取引量や取引価格を考慮しながら一定の期間に順次売却を行います。処分代金は、2016 年 11 月中旬を目途に発送予定の合併交付金及び端数投資口処分代金のご通知に記載されます。</p>

トップリート投資法人の投資口を保有されていた投資主の皆様へ

合併交付金について		
7	「合併交付金」とは何ですか？	<p>本合併による消滅前の TOP の最終営業期間（2016 年 5 月 1 日～8 月 31 日）の分配金に代わるものとして交付される金銭のことです。</p> <p>合併交付金は、2016 年 8 月 31 日の TOP の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主の皆様（※）に対して、2016 年 11 月中旬を目途に、お取引のある証券会社において指定されている配当金受取方式に従ってお支払いする予定です。</p> <p>※株式会社東京証券取引所での権利付き最終取引日は、2016 年 8 月 26 日です。</p>

トップリート投資法人の投資口を保有されていた投資主の皆様へ

税務上の取扱いについて		
8	本合併の効力発生日である 2016 年 9 月 1 日で保有している投資口の益（損）が一旦確定してしまうのですか？	端数投資口の処分代金を除き、本合併によって割り当てられた NMF の投資口は、TOP の投資口の簿価を引き継ぎますので、投資口の損益が確定することはありません。詳細につきましては、税理士にお問い合わせください。
9	NISA で投資口を保有している場合、割り当てられた投資口でも引き続き非課税枠を使えるのでしょうか？	引き続き非課税枠を使うことができます。 ただし、端数が生じた場合で、特定口座や一般口座の保有分の端数と合算して 1 口になった場合、その 1 口は非課税枠を使うことができません。詳細につきましては、お取引のある証券会社にお問い合わせください。
10	端数投資口処分代金の税務について教えてください。	No. 5 に記載の通り、NISA 口座、特定口座で TOP の投資口をお持ちの投資主様で、端数投資口が発生した投資主様におかれましては、端数投資口は、本合併の効力発生日以降、自動的に一般口座に移管されております。従いまして、端数投資口処分代金は、一般口座での売却とみなされ、確定申告が必要な場合があります。詳細につきましては、税理士にお問い合わせください。
11	合併交付金の税務について教えてください。	合併交付金は、税務上、通常の分配金と同様に処理されます。